

伊勢・度会地区交通安全対策協議会の高齢者安全運転支援事業（後付けペダル踏み間違い急発進抑制装置）の助成実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、高齢者の交通事故抑止と交通事故発生時の被害軽減を図るため、「高齢者安全運転支援事業」（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（事業内容）

第2条 伊勢・度会地区交通安全対策協議会は、下記の条件を全て満たす者に対し、「後付けペダル踏み間違い急発進抑制装置」の設置にかかる費用を一部助成するものとする。

- (1) 伊勢市及び度会郡玉城町、南伊勢町、度会町に居住し、70歳以上の者（令和8年3月31日までに70歳になる者も含む）
- (2) 有効な運転免許証を保有している者
- (3) 装置を設置した車の車検証の「使用者」が、運転免許証の氏名と同じである者

（補助対象自動車及び装置）

第3条 自動車検査証に「自家用」と記載されてある自動車であり、装置にあつては、既販車に対して後付けで設置する、国土交通省の性能認定を受けた装置に限る。

（補助金額及び補助対象経費）

第4条 補助金額は上限2万円で、1人あたり1回限りとし、装置設置の際に行った、故障箇所の修理、補修費、自動車の改良及び改造の費用を除く。
また、予算がなくなり次第終了とする。

（業務内容）

第5条 伊勢・度会地区交通安全対策協議会事務局において、助成金交付申請書等を受理し、その請求に基づき助成金を交付することとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、事務局が定める。

附則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。